

郵便等入札の手引

郵便等入札の流れ

1 入札書の提出方法について

入札書は公告（入札条件を含む。以下同じ。）に示す到達期限（2025年（令和7年）6月9日（月）午後5時00分）までに、提出してください。

入札書提出先

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

福山市 企画財政局 税務部納税課（第2担当）

(1) 郵便による場合

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」により送付してください。

(2) 信書便による場合

信書便（ア）の役務のうち、書留郵便に準ずるものにより送付してください。

ア 信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）同法第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する信書便になります。

上記以外の方法により提出された入札書や、到達期限を過ぎて到達した入札書は受付いたしませんので、注意してください。

また、郵便等の事情により、通常の配達期間では到達しない事態も想定されますので時間に余裕をもって手続きしてください。

2 封筒について

内封筒及び外封筒の二重の封筒により行います。

(1) 内封筒の表面には、「入札参加者の会社名」、「入札に参加する業務名」及び「開札日」を記載し、「入札書在中」と朱書してください。

(2) 内封筒に入札書を入れ、しっかりとり付けして、その裏面を代表者印（使用印鑑届を使用する場合は使用印）により3か所を封印してください。

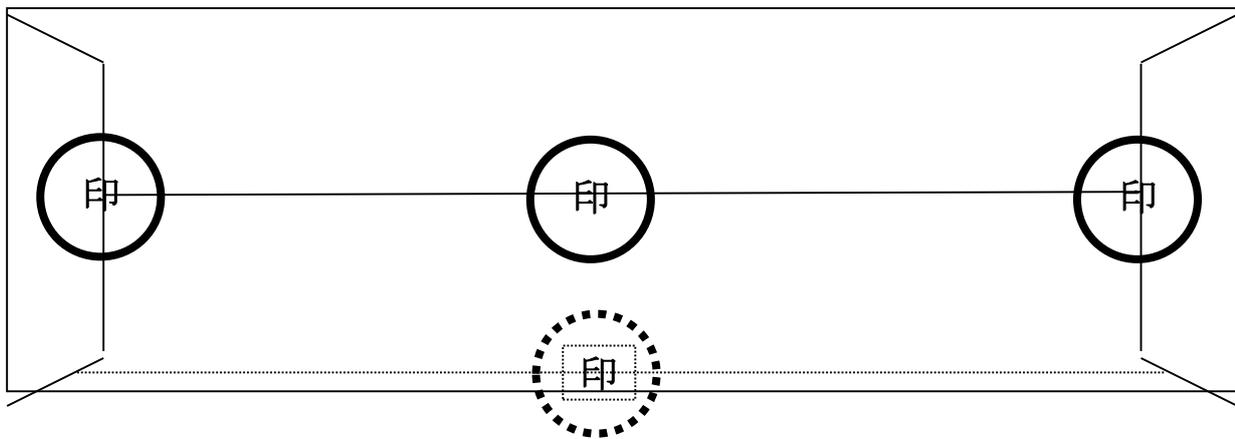
(3) 外封筒の表面には、「公告で定めた提出場所」を記載し、「入札書在中」と朱書します。また、その裏面には、「差出人の住所及び商号又は名称」及び「代表者名」を記載してください。

(4) 入札書を入れた内封筒を、外封筒に入れ、しっかりとり付けします。外封筒には、印鑑による封印は必要ありません。

内封筒の表面

	「入札書在中」	
	入札参加者名	〇〇〇 (株)
	入札業務名	福山市納税案内センター業務
	開札日	2025年(令和7年)6月10日

内封筒の裏面



封筒の合わせ目が端にある場合は、 の位置に押印する。

外封筒の表面

	〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市 企画財政局 税務部納税課(第2担当) 行	
	「入札書在中」	

外封筒の裏面

〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△県△△市△△町△△番△△号
○ 〇〇〇 (株)
○ 代表取締役 □□ □□

3 入札書について

- (1) 所定の入札書を使用してください。
- (2) 入札書の日付は、入札書を記載した日付を記入してください。
- (3) 必ず入札者の実印（使用印鑑届を提出する場合は使用印）を押印してください。

4 開札の立会いについて

入札参加資格申請書類及び入札書を提出した者は、開札に立会うことができます。

ただし、代表者でない者が立会う場合においては、委任状（別記様式4等）の提出が必要となりますのでご注意ください。

5 開札及び落札者の決定について

公告文で指定した日時及び場所において、開札します。

なお、開札において、その入札事務に関係のない職員が「立会人」として立会います。

落札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格で入札した者を落札します。

また、落札者には電話等で通知いたします。

落札者以外の入札者に対しては所定の閲覧場所（福山市情報管理課窓口）での公表により通知に代えます。

6 くじ引きについて

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定します。（立会者がいる場合でも、当該立会者が入札参加者本人又は届出済の代理人以外のものであるときは、代理権限を証する委任状を持参しなければ当該くじを引くことはできない。）なお、当該入札者のうち、くじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

別紙

7 再度入札について

初度の入札において落札がなく、再度入札を行う場合は、郵便等ではなく指定する日時及び場所に、入札書を持参していただきます。

8 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、郵送の前に十分確認のうえ、送付してください。

- (1) 本入札の参加に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 記名押印を欠く入札書
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 入札者が2以上の入札をしたとき
- (6) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき
- (7) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき
- (8) 到達期限を過ぎて入札書が到達したとき
- (9) 上記(1)から(8)までのほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき